

高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

市内外の企業に対し、高松市の立地環境の魅力について、企業誘致助成制度をはじめとした多角的な紹介により、効果的に情報提供を行うため、企業誘致パンフレットを制作することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名 高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務

(2) 業務の内容

ア パンフレットの企画・編集・デザイン制作

イ 高松市が指定する企業に対する取材及び編集

ウ パンフレットの印刷製本及び成果物の納品

詳細は、別紙「高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務仕様書」（以下、「本業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務の履行場所 高松市企業立地推進課指定場所

(5) 提案上限額 1,375,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、最終的な実施内容等については、高松市と調整した上で決定します。

※受託者が本業務を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、高松市は契約金額以外の費用を負担しません。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザル方式の公表の日時点において、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。ただし、名簿未登載者については、「高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領」に準じて審査を行う。（「6 参加表明（1）ウ」を追加提出すること。）

(3) 市内企業又は準市内企業であること。

※市内企業、準市内企業及び市外企業の定義は、次のとおりです。

市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者で、高松市内に事務所を有するものをいう。
準市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては市内企業に該当しない者であつて、高松市内に事務所を有するものをいう。
市外企業	市内企業、準市内企業のいずれにも該当しない者をいう。

(4) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 本プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 スケジュール

内 容	年 月 日
プロポーザルの公表	令和8年7月6日（月）
プロポーザル関係書類の配付期間	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月21日（火）まで
参加表明書の提出期限	令和8年7月21日（火）午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和8年7月24日（金）まで
プロポーザルに対する質問の受付期間	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月21日（火）午後5時まで
プロポーザルに対する質問の回答期限	令和8年7月24日（金）午後5時まで
提案書等の提出期限	令和8年8月10日（月）午後5時まで
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年8月中旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	令和8年8月下旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の結果通知	令和8年9月上旬（予定）
契約の締結	令和8年9月中旬（予定）

5 配付資料及びその配付方法

(1) 配付資料

ア 高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務プロポーザル

実施要領

イ 仕様書

ウ 参考見積書

(2) 配付方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r8/kohyo/kigyorichi_08pamph.html

6 参加表明

(1) 提出書類

ア 会社概要が分かる資料

イ 本プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの（参加表明の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(ア) 高松市税滞納無証明書の写し

※課税されている高松市税（全税目）について、証明が必要です。

(イ) 納税証明書その3の3の写し（その3でも可）

※法人税と消費税及び地方消費税について、未納税額がない旨の証明が必要です。

※この証明書は、免税事業者も発行されます。

ウ 「3参加資格（2）」における名簿未登載者が追加提出するもの（各種公的証明書については、参加表明の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(ア) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

※法務局が証明するもの。

(イ) 直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書

(2) 参加表明及び提出書類の提出方法

下記URLの参加表明フォームにて、(1)の提出書類を提出

の上、申請してください。

参加表明フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/1598512>

(3) 参加表明の期限

令和8年7月21日(火)午後5時まで

(4) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を令和8年7月24日(金)までに随時、参加表明フォームに入力のメールアドレスへ電子メールにて通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に、参加を辞退する場合は、下記URLの参加辞退フォームにて申請してください。

ア 参加辞退フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/1602860>

イ 参加辞退の届出の期限

令和8年8月10日(月)午後5時まで

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本実施要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、下記URLの質問受付フォームにて質問をしてください。質問内容は本実施要領、本業務仕様書の記載内容及び提出書類の記載方法等に関するものに限ります。

ア 質問受付フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/1602864>

イ 質問の受付期限

令和8年7月21日(火)午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して質問受付フォームに入力のメールアドレスへ回答を行うとともに、質問者を特定できない形でその内容を高松市ホームページに掲載します。

本プロポーザルに参加する者は、当該回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したのものとして審査を行います。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のあるもの（以下「提案者」という。）は、次のア及びイに掲げる書類を（2）提出方法に従い、提出してください。

ア 提案書

(ア) 書式等

- a 用紙サイズ：A4判
- b 文字サイズ：10.5ポイント以上
- c ページ数：両面印刷、10ページ（5枚）以内

（表紙、目次は含まない）

(イ) 部数

7部

(ウ) 内容

本業務仕様書を熟読の上、別紙「事業者選定基準」の評価の項目と観点に留意し、提案書を作成してください。なお、提案書のページ配分は自由ですが、次の内容は必須記載事項とします。

- a 別紙「事業者選定基準」に基づき、審査項目の番号順かつ番号を添えて記載すること。
- b 審査項目③「構成・デザイン」については、表紙デザイン案及びページ構成を含めること。

- c 審査項目⑥「業務遂行力」については、同種・類似業務の受注年度、発注者及び業務内容を記載すること。

(エ) 留意事項

- a 記述は、できるだけ平易な表現（図等を含む。）としてください。
- b 記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- c 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。
- d 提出書類等は返却しません。

イ 参考見積書

- (ア) 配付資料の「参考見積書」により作成してください。また、その内訳について具体的な項目や数量、金額等が分かる内訳書（任意様式）を添付の上、提出してください。

(イ) 部数

1部

(ウ) 留意事項

- ・本実施要領及び本業務仕様書等で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税を含む。）について、提案上限額以内で参考見積書を作成してください。
- ・参考見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。
- ・金額の訂正は認めません。
- ・参考見積書には、会社名等を記載し、代表者印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先（※）を記載してください。（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となります。）

※責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次の3つを指します。aからcまでについて、全て必要です。

- a 責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名（フルネーム）
- b 担当者（事務を担当する部門の者）の部署名及び氏名（フルネーム）
- c 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

（2）提出方法

下記URLの提案書等提出フォームにてPDFデータを提出するとともに、下記提出先に持参、又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）してください。

ア 提案書等提出フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/1602866>

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市創造都市推進局 産業経済部 企業立地推進課
（担当：片岡・鍵山）

ウ 提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時まで

（提案書等提出フォーム及び書類の提出のいずれも）

※書類持参の場合、受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限ります。

9 審査の方法

（1）審査委員会の設置

受託候補者の選定基準の決定及び受託候補者の選定を行うため、高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務プロポーザル

審査委員会を設置します。

(2) 第1次審査（書類選考）

(5) 選定基準に基づき書類審査を実施し、5者以内を選定します。

なお、提案者が少数であった場合は、第1次審査を省略します。

(3) 第1次審査結果の通知

第1次審査結果は、全ての提案者に対し、提案書等提出フォームに入力のメールアドレスへ通知します。第1次審査通過者については、第2次審査の詳細を併せて通知します。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案書に記載の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。詳細な日程及び実施方法等については、別途、提案者に通知します。

ア 実施時期

令和8年8月下旬（予定）

イ 実施方法

オンライン形式（Zoom）にて実施

ウ 所要時間

1事業者当たり30分程度

（提案内容の説明15分、質疑応答15分）

エ プレゼンテーションは、「8提案書等の提出（1）」において提出した提案書を基に行うものとし、提案書以外の資料の投影は認めません。また、当日の差替えや資料の追加は認めません。

(5) 選定基準

別紙「事業者選定基準」で示す評価の基準に基づき審査及び評価を行います。

10 受託候補者の選定

(1) 別紙「事業者選定基準」に示す審査の観点から、総合的に公平

かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の6割以上であって、最も総合点の高い提案者を審査委員会として受託候補者に選定します。

(2) 第2次審査結果の通知

第2次審査に参加した全ての提案者に対して、次の事項を通知します。

ア 業務名

イ 受託候補者の商号又は名称

ウ 当該提案者の総合点

エ 提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

オ 審査委員会における審査日

カ 受託候補者とならなかった者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができます。

(ア) 提出期間 審査結果の通知があった日から7日以内

(イ) 提出先 創造都市推進局 産業経済部 企業立地推進課

(ウ) 提出方法 電子メールによる

(メールアドレス：kigyorichi@city.takamatsu.lg.jp)

(3) 第2次審査結果の公表

(2)の審査結果の通知後、高松市ホームページに次の事項を公表します。

ア 業務名

イ 受託候補者の商号又は名称

ウ 提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

エ 審査委員会における審査日

(4) 受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった

た場合、又は受託候補者と決定した提案者に「13その他(3)」に掲げる失格事項が生じた場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。

(5) 提案者が1事業者のみの場合であっても、当該提案者の総合点が評価点全体の6割以上である場合には、当該提案者を受託候補者として選定します。

1.1 契約の締結

(1) 契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ本業務仕様書を修正の上作成するものとします。その後、当該仕様書(修正した仕様書を含む。)に基づき見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)第24条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。

(3) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

1.2 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しません。

(2) 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。

(3) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)する許諾を、作成者は高松市に与えるものとします。

(4) 提出された書類について高松市は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

1.3 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、本プロポーザルへの参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

高松市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を高松市に請求することはできません。

(3) 失格事項

次のアからエまでに掲げる場合（以下「失格事項」という。）のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

本プロポーザルへの参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、本プロポーザルの参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっても、高松市はこれら損害について一切の負担をしません。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過していた場合

1.4 周知事項等

(1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(2) 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課

ホームページを御参照ください。

(もっと高松トップページ

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) » 事業者の方 » 入札・契約情報 » 契約監理課ホームページ)

(3) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。))

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(4) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与す

ること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。